

# 令和4年度 福寿荘事業計画

## 1 運営方針・重点事項

入所支援等(入所定員 40 名)により、障害者の安全で健康かつ安定した生活を保障する。利用者一人ひとりの特性やニーズを的確に把握し、人権を尊重し権利擁護に努め、個別支援計画に基づき適切な支援・援助をしていく。

- ・地域生活の可能性を探り、豊かな人間性を養い、社会的自立をめざす。支援にあたり、利用者の重度化、高齢化に適切に対応し個々の特性を踏まえた支援を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症はじめ感染予防については、引き続き、利用者、職員ともに手洗い、手指消毒等の各種対策に取り組むとともに、運営面においても密な場面を避けるなど集団生活を安全かつ健康的に過ごすために感染予防に十分に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症発生など感染症発生時の施設運営を継続するための「業務継続計画(BCP)」に基づき発生時に対応する。
- ・今年度は非常災害発生時の業務継続計画を踏まえた危機管理を行う。

## 2 施設運営

### (1) 入所定員及び現員

定員 40 名、現員 36 名 (令和4年3月1日現在)

### (2) 職員構成

( )…非常勤職員別掲

荘長	事務員	サビ管	支援員	看護師	栄養士	嘱託医	計
1	2 (兼務)	1	10 (3)	1	1	(1)	16 (3)

・管理課及び支援課による施設運営体制

### (2) 施設設備改修等

必要な修繕、改修を行うと共に、利用者の重度化・高齢化などに対応した改修等を行う。

### (3) 会議

会議名	内 容	実施日	構 成
法人運営会議	・法人運営に関わる様々な事案の検討や報告、法人運営の方向性を確認	毎月1回	理事長以下
運営会議	・施設運営全般について連絡・調整、 ・年間計画、方針の調整決裁 ・全般に関する連絡調整、問題解決	随 時	職 員
全体会議 支援会議	・業務及び支援全般に関わる検討協議 ・療育内容の確認、検討	毎月1回	職 員

班会議 行事会議	・利用者の福祉向上と権利擁護の促進 ・職員の資質の向上		
給食会議	利用者の給食に関する要望確認	3ヶ月に1回	利用者、職員
虐待防止委員会 身体拘束適正化 委員会	利用者の安全と人権を擁護することを目的に虐待の防止とその適切な対応の推進に努める。また、身体拘束廃止など適正化について取り組む。	随時	職員
ハラスメント防止委員会	職員の人権を守り、良好な職場環境の確保を目的とする。	随時	職員

#### (4) 職員研修

職員がそれぞれの職務遂行に必要な知識・技能を修得するため、研修に参加及び企画し、利用者の重度化、高齢化及び強度行動障害への対応等支援の質の向上に取り組む。

#### (5) 職員勤務体制

##### 就業規則第22条第1項にかかる勤務時間

職 種		始 業	終 業	休 憩 時 間
事務員 等		9:00	17:15	12:45～13:30
支援員 及び 作業指 導員	日勤1	9:00	17:15	12:45～13:30
	日勤2	11:15	19:30	17:15～18:00
	早勤務	7:30	15:45	12:45～13:30
	遅勤務	13:00	21:15	18:00～18:45
	夜勤	13:00	翌9:15	内 5.25 時間

### 3 支援要領

#### (1) 支援指針

- ① 人権を尊重し、個々の人間性、個性を尊重しその進展をはかる。
- ② 明るい雰囲気の中で、心身の安定をはかる。
- ③ 意思決定に際して様々な角度から支援する。
- ④ 職員の研修研鑽により専門的知識技量を高め発揮する。
- ⑤ 家族、地域社会、関係機関と連絡、協調、協力を密にする。

#### (2) 日課及び週間計画

基本的な生活習慣を形成し、利用者の情緒の安定、健康維持をはぐくんでいくために規則正しい生活を行なう。特に、集団生活の中でも、個々のニーズを尊重し、利用者に必要な支援ができるようにしていくため、以下の日課表に基づき展開していく。

<生活介護(日中活動)>

	月	火	水	木	金
9:15	通所 活動準備				
9:30	朝の会(健康確認など)				
	作業 創作活動など				
PM12:00	昼 食				
1:00	歯 磨き・休憩				
1:30	入浴 活動	活動	入浴 活動	※ 活動	入浴 活動
3:30					
4:00	帰りの会				

<入所支援(夜間支援)>

	月	火	水	木	金	土	日
AM 6:30	起 床 ・ 身 だ し な み 確 認						
7:30	朝 食 歯 磨 き						
9:15						荘内清掃 生活業務 シーツ交換 第4自治会	荘内清掃 生活業務 余暇活動
9:30	※ 生活介護日課に準ずる						
PM12:00	昼 食						
1:00	歯 磨 き ・ 休 憩						
1:30	※ 生活介護日課に準ずる					余暇活動 第1自治会 第4保護者会	余暇活動 第1・3自治会
4:00	掃除 洗濯整理 衣類整理・治療						
6:00	夕 食						
7:00	歯 磨 き 夜 間 入 浴 ・ 余 暇 活 動 (学 習 ・ テレ ビ ・ カ ラ オ ケ ・ 手 芸 等)						
10:00	就 寝						

(3) 支援内容

- ・衛生的な生活環境の確保
- ・健康維持・増進（散歩、リハビリ等本人に合った健康管理）及び新型コロナウイルス感染症等の感染症予防活動
- ・買物、金銭の自己管理等の日常生活の体験をする。
- ・地域社会への参加活動により地域への理解を深める
- ・他者との協力等の機会を持ち社会適応能力の向上を図る。
- ・作業を通じた能力の発揮

(4) 小人数グループ体制による日常活動支援

障害の程度、年齢、身体状況等に応じた小人数のグループによる作業、創作、余暇活動をきめ細かく支援する。

## 4 文化・余暇活動

利用者一人ひとりが自分の趣味趣向を発揮できる場を提供し、自己表現していけるよう援助していく。また、本人にとって楽しく生甲斐となるよう、個人の発想を展開していけるよう援助していく。

### (1) 利用者の運営による自治会

(目的)利用者自ら自身の生活について考え発言し、施設生活における利用者の要望を実現できるように利用者自治会を設け、利用者から自治会役員を選び様々な役割を担う。

(主な活動) 誕生会・奉仕活動・自治会喫茶

### (2) サークル活動

外出・調理・カラオケ等から利用者が選択し、活動に参加し余暇の充実を図る。

### (3) その他

利用者からの要望に対し適時必要な支援をしていく。

## 5 行事

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に重点を置き、市中感染の感染状況に留意し、以下に取り組む。

(1) 四季折々の行事をおこなうことで様々な体験を通し、視野を広げる等、日々の生活支援に生かしていく。

(2) ・夏祭り(8月)、運動会(10月)、クリスマス会(12月)

なお、地域の方々、保護者との交流の機会であるが新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて内容を企画する。

・季節の行事

花見、七夕、もちつき会、初詣、豆まき、作業発表会・慰労会

## 6 地域交流及びボランティア・実習生(利用体験・教育・その他)の受け入れ

・地域との交流に積極的に取り組み、施設が実施する行事イベント等への参加を地域の方々に呼びかけ、また、施設から地域活動へ参加するなど、地域社会に根差した運営に努める。

・ボランティアの受け入れを行い、障害者福祉への理解者を増やし、また、利用者が交流する場として設ける。

・就学中の障害者を対象に受入れ、個々の目的に合わせ荘生活を体験していただき将来についての確認の場となるよう支援していく。

・教育実習や体験実習などの個々の目的に合った実習を受け入れていく。

なお、上記の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ感染防止を第一に考え、外部との交流等を行う。

## 7 給食

栄養指標に基づく適正な栄養の確保と食品衛生に留意し、盛り付けや味付け等、利用者の嗜好等を考慮し提供する。また、調理業務については、委託業者との連絡・調整に努め食事提供を行う。

なお、食中毒・ノロウイルス感染症等の発生防止に努めて安全な食の提供を行う。

(1) わくわくランチ(毎月1回)、選択メニュー(毎月1回以上)

バイキング方式・選択メニューを取り入れ、自らの選んだものを食べるという自己決定のでき

る場面を設け、毎日の食生活の潤いや楽しさを提供していく。

(2) 治療食

疾病の状況に応じた献立を取り入れ、健康面の配慮を行う。

また、高齢化とともに嚥下機能が低下している利用者も増えてきているため、個々の利用者の疾病・嚥下・咀嚼に配慮し、誤嚥等事故防止に努めるとともに、他職種と連携をとり、栄養状態の維持や食生活の向上を目指す。

(3) 栄養指標

① 給与目標

エネルギー	タンパク質	脂肪	Ca	Fe	VA	VB1	VB2	VC	塩分相当量
1950 kcal	60 g	49 g	660 mg	9 mg	780 μg	1.1 mg	1.2 mg	110 mg	9 g

② 食料構成基準 (g)

穀類	いも類	砂糖	油脂	豆類	魚介類	肉類
305	50	13	17	65	65	55
卵類	乳類	緑黄色野菜	淡色野菜	果実類	海藻	
40	200	120	230	100	6	

## 8 保健衛生管理

新型コロナウイルス感染症感染予防を重点に、感染症防止対策はじめ関係医療機関との連携をもとに各種対策を講ずる。

(1) 健康の維持、増進

- ・健康診断検査値の正常化
- ・健全な身体、精神活動の維持
- ・発作等への適切な対応、薬物の適正な使用
- ・感染予防対策の実施

(2) 疾病の早期発見、早期治療

- ・傷病者への処置、治療
- ・地域医療機関への通院、入院などの連携
- ・各種検診
- ・定期健康診断(年2回)
- ・感染症予防接種

(3) 他機関の専門職との連携

歯磨き指導(歯科衛生士)、リハビリ指導、救命(消防署)等

(4) その他

- ・自己管理薬の適切な管理と指導
- ・病院、薬局との連携

(5) 年間計画

月	内 容
5	定期健康診断(前期)
6	耳鼻科検診・歯科検診(フッ素塗布)・歯磨き指導 救命講習
7	子宮癌検診・前立腺癌検診
9～12	眼科検診・肺癌検診・大腸がん検診(通院時)

10	定期健康診断(後期)
11	インフルエンザ予防接種
毎月・・・医師回診 ・ 体重測定	
毎日・・・治療 ・ 身体チェック ・ 検温	
随時・・・リハビリ指導 ・ 血圧測定・各種検査	

## 9 短期入所事業及び日中一時受入事業

施設機能を活用し、知的障害者を介護している保護者が疾病その他の理由により居宅における介護が困難になった場合、一時的に保護及び援助が必要となった障害者を短期又は日帰りで受入れ、本人及び、その家族の日常生活の維持・向上を図る。

## 10 地域生活支援活動

地域で知的障害者が自立した生活を送れるように、あらゆる社会資源を利用できるよう連絡・調整しながら、日常生活に必要な援助及び相談・指導さらには緊急時の対応等を行ない、円滑な地域生活が営めるよう支援する。

## 11 防火及び災害対策

- ・火災・地震等の災害対策については、入所者の安全を最優先とし、特に大規模災害を想定した防災体制の強化をはかる。
- ・職員への防災教育に努め、責任分担をより明確にして年間計画に基づく各種場面を想定した防災訓練を実施する。また、災害被害を最小限にとどめる為、施設内の備品を固定するなど、事前対策に努める。
- ・利用者に対して、日頃より災害等の危険を周知徹底し、防災意識の高揚をはかる。
- ・近隣住民はじめ地域との連携体制の確立を図るよう努める。

<年間計画>

月	訓練等種別	訓練内容
4	防災教育・消防用設備点検	防火、防災計画説明、機器・総合点検
5	通報・連絡、初期消火・避難訓練	午前出火想定、消防組織表に基づき実施
7	通報・連絡、初期消火・避難訓練 自主点検	夜間出火想定
9	防災訓練(炊き出し訓練)	地震想定訓練
10	消防用設備点検	機器点検
11	通報・連絡、初期消火・避難訓練	午後出火想定、消防組織表に基づき実施
2	通報・連絡、初期消火・避難訓練 自主点検	夜間出火想定

